



® 平成 30 年 11 月 14 日 (水)

No. 14814 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知的財産権と租税回避(上) (1)

知的財産権と租税回避 (上)

岡山商科大学法学部

准教授 加藤 友佳

1. はじめに

知的財産権をめぐる状況がめまぐるしく発展している今日において、その取引は国際化・複雑化が進んでおり、それとともに知的財産法は改正を重ねている。これに対して、知的財産権に係る取引に対する課税については、課税実務として通達が定められ

ているのみである。

そこで本稿では、知的財産権に対する課税について、国内の裁判事例を中心に検討し、特許法上の「相当の対価」および発明報償金に係る所得について、特許法租税法それぞれの法的性質から所得分類の検討を試みたうえで、今日における知的財産権と課税の国際的問題にふれる。

知的財産法と租税法にかかる問題の前提として、

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山 川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

知的財産権に係る取引については知的財産法に基づいて行われているが、租税法においては課税要件規定が定められていないため、知的財産権取引に対する課税については、知的財産法を前提に成立した経済事実に基づいて租税法が適用され、課税が行われる。

知的財産法と租税法の交錯としては、知的財産法に基づく経済事実を租税法に落とし込む①知的財産法と租税法（私法と租税法）、知的財産権が誰にどのタイミングで帰属するのかという②知的財産権の帰属、そして、知的財産権の対価を租税法上どのように扱うのかという③知的財産権の評価、以上3つに大別できるだろう。

しかしながら、知的財産法が知的財産創作者に適正な対価を受ける機会を提供することを目的としているのに対し、租税法の目的は公平な課税であって、そこには知的財産法におけるインセンティブ等の考慮は存在しないため、課税の結果、知的財産法によるインセンティブを減退させるおそれが生じるのである。

課税実務の扱いとしては、所得税基本通達23～35共-1において、「使用人等の発明等に係る報償金等」の所得区分が定められており、所得区分については、特許権等の権利移転の有無、および、対価の支払方法に着目し、譲渡所得、一時所得、雑所得等に分類されるが、租税法の解釈としての妥当性については疑問があがっている。本稿では、知的財産法のうち特に特許法に着目し、特許法第35条の職務発明の対価と租税法上の所得の性質について「相当の対価」の性質を概観したうえで、「相当の対価」の所得区分について争われた事例（大阪高裁平成24年4月26日判決）（本号）、特許を受ける権利の承継後に取得する補償金の所得区分について争われた事例（東京地裁平成28年5月27日判決）（次号）、マイルストーンペイメントによる金員について争われた事例（大阪高裁平成28年10月6日判決）（次号）を紹介し、各所得の性質について若干の検討を行いたい。

2. 課税実務（通達）の扱い

使用人（従業者）等の発明等に係る報償金等については、通達に定めがある（所得税基本通達23～35共-1）。同通達は、使用人が使用者から支払を受け

る金銭は原則的には給与所得に該当するが、その支払原因によっては給与所得を適当としないものがあることから、発明等に係る報償金等の所得区分を明らかにすることを、その趣旨とする¹。同通達は、業務上有益な発明、考案又は創作をした者が当該発明、考案又は創作に係る特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権を使用者に承継させたことにより支払を受けるものについては、これらの権利の承継に際し一時に支払を受けるものは譲渡所得、これらの権利を承継させた後において支払を受けるものは雑所得であると定める（同通達23～35共-1（1））。次に、特許権、実用新案権又は意匠権を取得した者がこれらの権利に係る通常実施権又は専用実施権を設定したことにより支払を受けるものについては、雑所得とし（同通達23～35共-1（2））、さらに、事務若しくは作業の合理化、製品の品質の改善又は経費の節約等に寄与する工夫、考案等をした者が支払を受けるものについては、その工夫、考案等がその者の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合には一時所得（継続的支払の場合は雑所得）であると規定する（同通達23～35共-1（3））。

3. 知的財産法の変遷

（1）知的財産法の意義

知的財産法は、財産的価値のある情報や知的創作活動を、無断利用から保護する法であり、その存在理由には自然権論とインセンティブ論がある²。自然権論とは、自ら行った創作活動・知的労働の成果について、労働の対価としてその成果を排他的に支配する権利を当然にもつという考え方から、知的財産法によって知的財産を保護すべきとする。これに対しインセンティブ論は、権利保護をあくまで情報創作のインセンティブ付与等という法目的のための手段と位置づける帰結主義の考え方から、知的財産権の創設はあくまで創作インセンティブを保障し、社会における情報の豊富化を達成するという目的のための手段として位置付けている。これらの両理論とも、無制限な権